

第14回入善町農業委員会議事録

平成30年9月3日午後1時30分から第14回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	5番 島瀬 康一
6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	

欠席委員 3名

4番 高澤 清晶	14番 山崎 林太郎	18番 長原 均
----------	------------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第50号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第51号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。台風21号が接近していますが、もうそろそろ稲刈の時期になりました。最後まで気を抜かず、事故のないように作業をするように心がけましょう。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第14回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。12番谷口委員と13番米田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は下飯野〇〇番〇〇外4筆の計5筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は9,881㎡です。

譲渡人は公益社団法人富山県農林水産公社、譲受人は入善町蛇沢〇〇番地〇〇の〇〇です。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇が農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は1.3km以内であり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、877,956㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。
以上、1件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

譲受人が5筆全てを耕作している農地ですので問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第50号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第50号、農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町浦山新〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は364㎡です。

申請者は、入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農作業所敷地」です。

申請者の〇〇さんは、現在3haの経営面積をもつ農業者です。

既存の作業所は、農作業専門ではないため、効率的な作業ができていない状況にあり、近い将来、経営規模を拡大する予定もあるため、新たに農作業所を建設する計画をたて、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農作業所敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のaによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項

目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成30年7月18日に農業振興地域の用途区分の変更済であり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしくお願いいたします

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米山委員

書類及び現地を確認しましたところ、事務局の説明のとおりでありますので問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第51号、農地法第5条の規定による意見進達を議題といたします。

なお、五十里委員が当事者となる議案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、審議終了まで退席願います。

（五十里委員退席）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、日程第5、議案第51条の規定による意見進達についてを事務局から説明願います。

事務局

議案第51号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は東五十里〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は231㎡です。

譲渡人は、入善町東五十里〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東五十里〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農業用機械格納庫敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。譲受人の〇〇さんは、水稻を中心に現在約25haを経営する認定農業者です。

これまで既存地に農業機械を置いていましたが、風雨や湿気による影響で劣化が進んでいるため、新たに農業用機械格納庫を建築する計画をたて、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「農業用機械格納庫敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のaによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成30年7月18日に農業振興地域の用途区分の変更済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は、入善町道市〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は802㎡です。

譲渡人は、神奈川県横浜市神奈川区大口仲町〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は、入善町道市〇〇番地の〇〇です。

転用目的は「農業用機械格納庫等敷地」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

譲受人の〇〇は、水稻を中心に、現在約24haを経営する農地所有適格法人です。

これまで、みな穂農業協同組合の農機具センターに農業用機械を保管していましたが、平成30年より、みな穂農業協同組合の方針が変わり、農機具センターで保管ができなくなったため、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「農業用機械格納庫等敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のaによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成30年1月24日に農業振興地域の用途区分の変更済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

申請番号1番ですが、周囲への営農の影響もなく、今後の集約化が進むことも期待して確認印を押しました。

中島委員

申請番号2番ですが、現地を確認しましたところ、事務局の説明のとおりでありますので問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

申請番号2番ですが、みな穂農業協同組合の方針はどのように変わったのでしょうか。

酒井委員

これまで、みな穂農業協同組合所有の空き倉庫を貸すことで農業用機械を保管していたが、解体したことで保管ができなくなったため、平成30年4月から貸すことを中止しました。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第51号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

（五十里委員入場）

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

配布物の確認です。まず、農家相談の手引という冊子がお手元にあると思いますが、この冊子には人・農地プランや農業者年金、農業支援制度等についてまとめてありますので、是非ご一読いただき、農家さんから寄せられる相談への対応等に役立てていただければ幸いです。また、今年で契約が終了する利用権設定のリストがあると思います。利用権設定は、10年から15年と長い期間となりますので、再契約をする前に、農地の交換等何かご相談がありましたら、その都度対応していただき、農地の集約化を目指して業務を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第14回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、10月2日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時18分）